

## JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

一問一答【2010】2号

2010年2月12日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

法律顧問 吳菊華

e-mail : [gokikuka@jris.com.cn](mailto:gokikuka@jris.com.cn)

<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122

質問：

外商投資パートナー企業の設立について教えてください。

回答

今まで、外商投資企業といえば、中外合弁経営企業、中外合作経営企業または外資企業の、いわゆる「三資企業」の概念しかなかったのですが《外国企業又は個人が中国国内におけるパートナー企業の設立管理弁法》<sup>1</sup>（以下は《設立管理弁法》という。）の公布によって、外商投資パートナー企業も外商投資企業の一つとして注目を浴びています。

### 1. 外商投資パートナー企業の定義

外商投資パートナー企業とは、①2者以上の外国企業又は個人が中国国内において設立するパートナー企業と、②外国企業又は個人が中国の自然人、法人またはそのほかの組織と共同で中国において設立するパートナー企業を指します。ですが、そもそも中国でいうパートナー企業とは一体何かと思われる方もいらっしゃるのではないかと思いますのでここに、簡単にご紹介いたします。

パートナー企業とは、自然人、法人又はそのほかの組織が《中華人民共和国パートナー企業法》<sup>2</sup>（以下は《パートナー企業法》という。）の規定に基づき、パートナーシップ契約書を締結し、共同で出資・経営し、収益とリスクをともに享受・負担しあう企業であります。パートナー企業には、①普通パートナーより構成され、パートナー全員が企業の債務に対して無限連帯責任を負う普通パートナー企業と、②普通パートナーと有限パートナーより構成され、それぞれ企業の債務に対して無限連帯責任又は承認する出資額を限って

<sup>1</sup> 《外商投資パートナー企業弁法》は2009年8月19日国务院第77次常務会日にて可決、同日公布、2010年3月1日より施行。

<sup>2</sup> 2006年8月27日に第10回全国人民代表大会常務委員会第23次会議にて可決、同日公布、2007年6月1日より施行。

有限責任を負う有限パートナー企業があります。外商投資パートナー企業は《外商投資パートナー企業登記管理規定》<sup>3</sup>（以下は《登記管理規定》という。）第3条の規定<sup>4</sup>に違反しない限りは、普通か（特殊普通パートナー企業<sup>5</sup>も含みます。）有限かにかかわらず設立することは可能といえます。

## 2. 外商投資パートナー企業設立手順及び必要書類

《登記管理規定》により、外商投資パートナー企業を設立する際には、従来の「三資企業」と違って、商務委員会の審査批准を得ることなく、プロジェクト自体が前置き許可<sup>6</sup>を取得する必要がある限り、下記申請資料を揃えば所轄の工商行政機関<sup>7</sup>において申請し、申請当日で営業許可証を取得することが可能です。

### 設立登記申請資料一覧

- ① パートナー全員が署名する設立登記申請書
- ② パートナー全員が署名するパートナーシップ契約書
- ③ パートナー全員の主体資格証明又は自然人の身分証明書
- ④ 主要経営場所証明
- ⑤ パートナー全員が指定する代表又は共同で委託した代理人の委託書
- ⑥ 各パートナーの出資承認又は払い込み出資額への確認書
- ⑦ パートナー全員が署名する外商投資産業政策に合致する説明書
- ⑧ 外国パートナーの取引金融機関が発行する資金信用証明書
- ⑨ 外国パートナーと国内法律文書送達受取人が署名する《法律文書送達受取授權委託書》
- ⑩ 《外商投資企業設立登記規定》により規定されるそのほかの必要書類

<sup>3</sup> 2010年2月1日に公布、2010年3月1日より施行。

<sup>4</sup> 《外商投資パートナー企業登記管理規定》第3条：外商投資パートナー企業は《パートナー企業法》及びそのほかの関連法律、行政法規、規章の規定に遵守しなければならない、外商投資産業政策に符合しなければならない。

《外商投資産業指導目録》では禁止類、「合弁に限定」、「合作に限定」、「合弁、合作に限定」、「中国側株支配」、「中国側が相対的に株支配」と標示され、又は外資に対して出資比率への要求があるプロジェクトは、外商投資パートナー企業を設立してはならない。と規定しています。

<sup>5</sup> 《パートナー企業法》によりますと、特殊普通パートナー企業とは、専門知識や専門技能をもって顧客に有償でサービスを提供する専門サービス機構が設立するパートナー企業を指します。

<sup>6</sup> 《設立管理規定》第13条：外商投資パートナー企業の経営範囲において、法律、行政法規又は国务院の規定により、登記する前に批准を得る必要のある業種である場合、企業登記機関には批准文書を提出しなければならないと定めています。

<sup>7</sup> 《設立管理規定》第5条：国家工商行政総局は全国の外商投資パートナー企業登記管理業務を管轄する。

国家工商行政管理総局が外商投資企業核准登記権を委任する地方工商行政管理部門はその管轄地区の外商投資パートナー企業登記管理業務を担当する。

省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省レベルの市工商行政管理部門は投資を主たる業務とする外商投資パートナー企業の登記管理を管轄する。と規定しています。

※ 外国パートナーの主体資格証明または自然人身分証明及び国外住所証明は全て居住国の主管機構の公証認証を経て中国の駐当該外国の大使館又は領事館の認証を経なければなりません。

《法律文書送達受取授權委託書》は国内の受託者に対して法律文書の送達授權内容を明確にしなければならず、また、受託者の名称、氏名、住所、連絡先などを明記しなければなりません。

外商投資パートナー企業は工商行政機関の申請登記のみで済むこと、そしてすぐ開業できることから投資者にとっては魅力的です。また、パートナー企業は少なくともパートナー1名は企業の債務に対して無限連帯責任を負うため、取引先としてはある程度で安心できるとおもわれます。

### 3. 従来の「三資企業」との違い

従来の「三資企業」と「外商投資パートナー企業」との主な違いは次のとおりです。

	三資企業	外商投資パートナー企業
出資方式	外貨、機械設備、知的財産権、専有技術などをもって出資することが出来ます。 外資企業の場合は外国投資者が批准を経て、中国国内で設立したそのほかの外商投資企業から得た利益配当の人民元をもって出資することができます。	パートナーは貨幣、実物、知的財産権、土地使用权又はそのほかの財産権をもって出資することができる以外に、役務 <sup>8</sup> をもって出資することが可能です。また、外国投資者の場合は、中国国内において法に則って得た人民元をもって出資することができます。
投資者	中外合弁、中外合作経営企業では、中国自然人が投資者になることは出来ません。	外国法人、個人又はそのほかの組織は中国自然人、法人又はそのほかの組織とパートナー企業を設立することが可能です。
設立手順	商務委員会の審査批准がなければ設立できません。	プロジェクト自体が前置き許可を必要としない限り、工商行政機関において登記のみで設立できます。

<sup>8</sup> 有限パートナーは役務をもって出資することができません。

設立期間	営業許可証を取得するまでは少なくとも2ヶ月はかかります。	資料が揃えば申請当日営業許可証を取得できます。
課税負担	《中華人民共和国企業所得税法》を適用します。	パートナー企業の生産経営所得及びそのほかの所得について、国家関連税収規定に基づき、パートナー各自が所得税を納めます。
増減資	減資は原則禁止されています。	合意があれば批准を得ることなく変更登記を行えば可能です。
撤退方式	持分譲渡、会社清算など	脱退、譲渡、減資、企業清算など
投資者の責任負担	有限責任	少なくともパートナー一名は連帯無限責任を負わなければなりません。

表の示すとおり、「三資企業」と比較すると、外商投資パートナー企業は設立手続きの簡単、出資方式の多様などメリットが目立ちます。また、三資企業の撤退は、煩雑な手続きが求められ、清算を開始してから清算余剰金の海外送金までの期間は1年間以上も要してしまうケースがあり、撤退に頭を悩ませる経営者は少なからず存在しています。一方、パートナー企業の場合は、パートナーの合意があれば、減資で出資金の回収ができ、また、企業財産の譲渡・脱退などの方法で出資金を回収又は撤退することが出来るため、投資者にとっては朗報といえます。

さらに、「三資企業」とパートナー企業の税金負担について比べて見ましょう。「三資企業」が年度20万元利益を出したとしたら、企業所得税を払った上で投資者に配当ができ、また、投資者はその配当金について再び所得税を納付しなければなりません。一方、パートナー企業の場合は、その出した利益について企業所得税を納付することなく投資者への配当が出来、投資者は各自の配当金をもって所得税を収めればよいので税金の節約にも貢献出来るのではないかと期待されています。

以上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。